

自転車通学に関する規定

ア 許可基準

- (ア) 毎年、自転車安全整備店で点検整備を受け、TS マークを取得・更新する。
- (イ) 「自転車総合保険」または「学生総合保険」への加入は任意とする。
- (ウ) 雨合羽、(中等部生は雨合羽とヘルメット)を所持していること(色の指定は無い)
中等部生は必ずヘルメットを着用する。高校生は努力義務とする。
- (エ) 適正な車体であること。
- (オ) 交通違反の著しい場合は、一定期間許可を取り消すこともある。

イ 許可申請

- (ア) 通学区間の一部でも自転車を使用する場合は、毎年4月に「自転車通学申請書」をHR担任に提出する。
- (イ) 年度中途からの申請も受け付ける。

ウ 許可の交付・取り扱い

- (ア) 「自転車通学申請書」をHR担任に提出した場合は、許可証が発行されるまでの間、自転車通学を認める。
- (イ) 前年度許可を受けても、毎年、自転車安全整備店で点検整備を受け、TS マークを更新する。
- (ウ) 教員による TS マークの貼付け及び雨合羽、ヘルメットの所持を確認後、許可証としてステッカーを渡すので、自転車の後輪泥よけの反射器より上に貼る。
- (エ) 進級時、新ステッカーは旧ステッカーをはがしてその場所に貼り付ける。旧ステッカーが見えないように重ね貼りしてもかまわない。また、卒業時はステッカーをはがす。
- (オ) 交通違反の著しい場合は、一定期間許可を取り消すこともある。
- (カ) 車体の改造等をした場合は、許可を取り消す。

エ 通学自転車の条件

- (ア) 車輪の大きさは、24～27インチとする。
- (イ) ハンドルは、グリップをサドルより高い位置に固定する。棒ハンドルタイプでも良い。
改造ハンドルは、許可を取り消す。
- (ウ) スタンドは両足のものとする。また、サイドかご付けない。
- (エ) 車体を各自の体格に合うように調節し、各部分を日頃から点検整備する。
- (オ) その他、「通学自転車の条件」の図を参照する。

オ 走行上の注意

- (ア) 中等部生はヘルメットを着用する。部活動での移動で使用する際も着用を義務づける。※高校生のヘルメット着用は努力義務とする。
- (イ) 道路交通法を守り、交通マナーを守って走行する。
無灯火・信号無視・一時停止違反・並進・二人乗り・傘さし運転等は厳禁とする。
ヘッドホン・イヤホンの使用も同様に厳禁とする。
- (ウ) 雨天時には雨合羽を着用する。
- (エ) その他、次項「本校付近の自転車通学路及び駐輪場」の図を参照する。

カ 駐輪場の注意

- (ア) 指定された区域に、つめて整頓しておく。場外・通路への放置は厳禁とする。また必ず施錠をする。

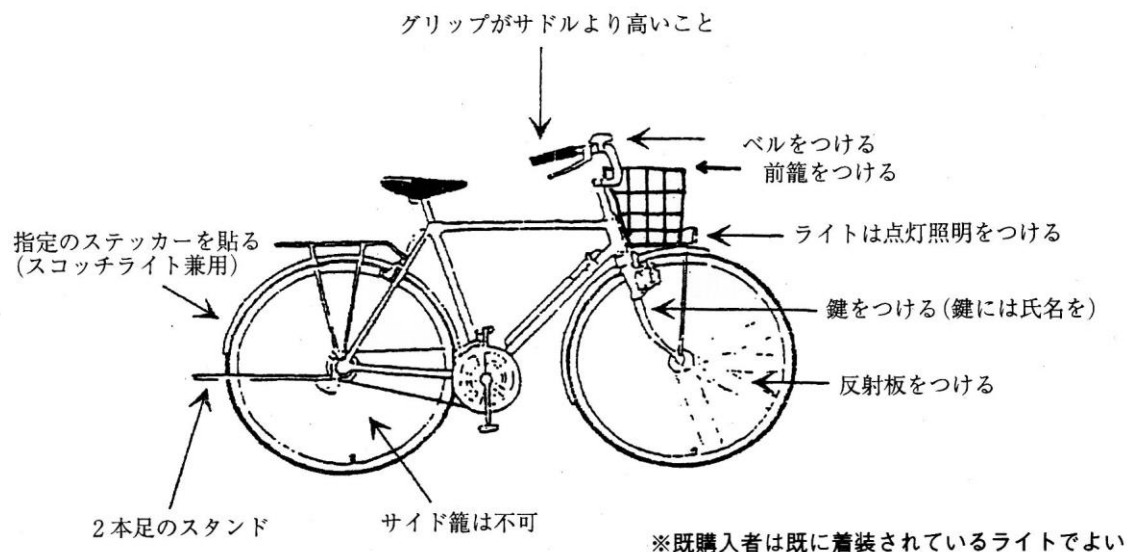
キ 規定違反者に対する指導

- (ア) 無許可の自転車で登校したり、上記の規定や道路交通法が守れていなかったりした場合に対しては、自転車の一時預かりや自転車通学停止も含めた指導をする。

ク その他

- (ア) 加害・被害・自損を問わず、事故があった場合には、直ちにHR担任に報告し、合わせて「事故報告書」をHR担任に提出する。違反があった場合も同様とする。

通学自転車の条件



本校付近の自転車通学路及び駐輪場

